|  |
| --- |
| **Ｆ００３．食品等輸入届出** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＦＣ | 食品等輸入届出 |

１．業務概要

「食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）」業務終了後、検疫所に対して食品等輸入届出を行う業務である。

なお、業務時間外に自動起動する旨を登録することにより、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に食品等輸入届出を自動起動できる。

また、本業務でシステムによる審査区分の選定を行う。

２．入力者

全利用者（税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし。

（３）ＤＢ関連チェック

（Ａ）利用者

①「利用者ＤＢ」に登録されている利用者であること。

②食品等輸入届出事項登録をした利用者と同じであること。

③税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関以外の利用者であること。

（Ｂ）届出受付番号（輸入届出事項の訂正の場合）

①「食品等輸入届出ＤＢ」に登録されていること。

②食品等輸入届出事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④届出されていないこと。

⑤自動起動以外の場合、自動起動する旨が登録されていないこと。

（Ｃ）業務時間

①自動起動表示がスペースの場合、届出先検疫所が業務時間内であること。

②自動起動表示がＹの場合、届出先検疫所が業務時間外であること。

（Ｄ）届出種別

「届出種別ＤＢ」に登録されていること。

（Ｅ）輸入者

①無符号輸入者以外の場合は、「国内用輸出入者ＤＢ」または「法人番号管理ＤＢ」に登録されている輸入者符号または法人番号であること。

②事項登録時以降、届出時までに登録内容に変更がないこと。

（Ｆ）衛生管理者

「衛生管理者ＤＢ」に登録されていること。

（Ｇ）品目コード

①「輸入食品監視支援業務用品目ＤＢ」に登録されていること。

②品目の分類区分が「貨物の種類ＤＢ」に登録されていること。

③届出種別が計画輸入における事前届出または計画輸入届出の場合は、計画輸入対象の品目コードであること。

（Ｈ）用途

「用途ＤＢ」に登録されていること。

（Ｉ）包装の種類

「原材料・材質ＤＢ」に登録されていること。

（Ｊ）登録制度適用番号

（ａ）輸入食品等事前確認制度

①「登録制度適用番号ＤＢ」に当該番号が登録されていること。

②当該番号が有効期間内であること。

（ｂ）品目登録制度

①「登録制度適用番号ＤＢ」に当該番号が登録されていること。

②当該番号が有効期間内であること。

（ｃ）安全情報登録制度

①「登録制度適用番号ＤＢ」に当該番号が登録されていること。

②当該番号が有効期間内であること。

（Ｋ）原材料または材質

「原材料・材質ＤＢ」に当該番号が登録されていること。

（Ｌ）添加物または成分

「添加物・成分ＤＢ」に当該番号が登録されていること。

（Ｍ）製造または加工の方法コード

「製造・加工方法ＤＢ」に当該番号が登録されていること。

（Ｎ）暗証記号

該当の利用者コードと輸入者符号に対応する暗証記号が入力されていること。

（Ｏ）届出年月日（自動起動表示がスペースの場合）

①届出種別が「一般届出」または「計画輸入届出」の場合は、以下の条件を満たすこと。

搬入年月日　≦　届出年月日

②届出種別が「事前届出」または「計画輸入における事前届出」の場合は、以下の条件を満たすこと。

（到着年月日－７日）　≦　届出年月日　≦　搬入年月日

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）食品等輸入届出ＤＢ処理

システムにより決定された審査区分により届出の欄ごとに以下の処理を行う。

（Ａ）当該欄の審査区分が「簡易」の場合

①食品等輸入届出を行った年月日及び審査区分が「簡易」である旨を「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。ただし、下記②～④の場合を除く。

②届出種別が「事前届出」または「計画輸入における事前届出」の場合で、かつ品目コードが器具、容器包装またはおもちゃ（「Ｊ」、「Ｋ」、「Ｌ」）以外の場合、事前審査終了の旨を「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。

③継続輸入表示が「初回輸入」または「試験成績書を更新する」場合、審査区分を「審査」に変更し、「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。

④電子ファイルが登録されている場合、審査区分を「審査」に変更し、「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。

⑤上記②～④以外の場合、該当欄が審査終了となった旨及び届出を行った年月日を審査終了年月日として「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。

⑥届出の全欄の審査区分が「簡易」となった場合（事前審査終了の場合を除く）、当該届出受付番号が届出処理済となった旨及び届出を行った年月日を届出済年月日として「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。

（Ｂ）当該欄の審査区分が「簡易」以外の場合

食品等輸入届出を行った年月日及びシステムより決定された審査区分を「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。

（Ｃ）自動起動表示に「Ｙ」を入力した場合

上記（Ａ）及び（Ｂ）は実施せず、自動起動する旨を「食品等輸入届出ＤＢ」に登録する。

（３）共通管理番号関連処理（自動起動表示がスペースの場合）

（Ａ）共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

（Ｂ）「保留解除等（自動起動）（１ＣＷ０１）」業務登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「「保留解除等（自動起動）（１ＣＷ０１）」業務登録処理」を参照。

（４）時刻起動電文ＤＢ処理

自動起動表示に「Ｙ」を入力した場合は、自動で届出する旨を時刻起動電文ＤＢに登録する。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（６）注意喚起メッセージ出力処理（自動起動表示がスペースの場合）

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

①品目コードと原材料コード１～３０または添加物コード１～３０との相関チェックで該当した場合

②届出種別が「一般届出」かつ、Ｂ／Ｌ番号またはＡＷＢ番号が「海上貨物ＤＢ」または「航空輸入貨物ＤＢ」に存在する場合で、保管場所コードが「海上貨物ＤＢ」または「航空輸入貨物ＤＢ」に登録されている保税地域コードと異なる場合。

③搬入年月日≦届出年月日＋１年の場合。

④届出年月日－１年≦搬入年月日の場合。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 食品等輸入届出控情報 | 自動起動表示がスペースの場合 | 入力者 |
| 食品等輸入届出控別紙情報 | ・自動起動表示がスペースの場合  ・登録されている原材料・材質または添加物・成分が１６件以上の欄が存在する場合 | 入力者 |
| 食品等輸入届出済証情報 | ・自動起動表示がスペースの場合  ・全欄の審査区分が「簡易（１）」の場合（事前審査終了の場合を除く） | 入力者 |

７．特記事項

（１）本業務を行う場合は、予め検疫所により暗証記号が登録されていること。